

台風19号の被害にあった皆さんへ

濡れた家具・建材・木や枝など 災害ごみの対応がはじまりました

■災害ごみ（片付けごみ）について

- ・災害ごみでお困りの方は、生活環境事業所（下記）に連絡を。
- ・災害ごみを車などで持ち込みできる方は、お住まいの地域を所管する生活環境事業所に持ち込むこともできます。

- (1) 濡れた家財道具など（家具類、寝具など）
- (2) 建物等に使用されていたもの（トタン板、雨どいなど）
- (3) 木・枝（太さ10cm未満、長さ50cm程度）

■災害ごみの申込みについて

- (1) 申込開始日 2019年10月14日（月）から
- (2) 申込先 生活環境事業所（下記）
- (3) 受付時間 月～土 午前8時～午後4時45分まで

*台風被害に起因しない生活ごみ（普通ごみ、小物金属、粗大ごみ）、資源物（空き缶・ペットボトル、プラスチック製容器包装、ミックスペーパー、空きびん、使用済み乾電池）については、14日（月）から通常どおり収集しますので、通常の分別ルールで排出をお願いします。

■災害ごみの連絡先

地域	生活環境事業所	電話番号
川崎区	川崎生活環境事業所	266-5747
幸区・中原区	中原生活環境事業所	411-9220
高津区・宮前区	宮前生活環境事業所	866-9131
多摩区・麻生区	多摩生活環境事業所	933-4111